

行政刷新会議に設置されたワーキンググループの評価者と議員の兼職禁止等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十一月二十六日

草川 昭三

参議院議長 江田 五月 殿



行政刷新会議に設置されたワーキンググループの評価者と議員の兼職禁止等に関する質問主意

書

国会法第三十九条と行政刷新会議に設置されたワーキンググループの評価者（国会議員）との関係等について以下の質問をする。

一 国会議員を評価者について、「国会法第三十九条との関係で問題が生じるものではないと考えている」（内閣参質一七三第一八号）としているが、なぜ問題がないといえるのか、その理由を明らかにされたい。

二 一の答弁について、「ものではない」ではなく「ものではないと考えている」とした理由は何か。なぜ「ものではない」と答弁できないのか。

三 政府は、国会法三十九条で定める「委員」「顧問」「参与」「その他これらに準ずる職」はそれぞれどのような役割、職務と考えているのか明らかにされたい。

四 評価者が、国会法三十九条で定める「その他これらに準ずる職」に含まれない理由を明らかにされたい。

五 評価者の決定において衆参両院の承認を求めなかった理由は何か。

右質問する。